

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案について  
提出された再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

再意見提出者（計 3 件）		
受付	再意見受付日	再意見提出者
1	平成 29 年 1 月 5 日	株式会社 N T T ドコモ
2	平成 29 年 1 月 5 日	K D D I 株式会社
3	平成 29 年 1 月 5 日	ソフトバンク株式会社

再意見書

平成29年1月5日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘

第二種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>(提出された意見の提出者) ソフトバンク株式会社</p> <p>(該当箇所) 意見③ 第二種指定電気通信設備接続料規則(以下、「二種接続料規則」といいます)第9条第3項の規定に基づく期待自己資本利益率の過去3年間の平均については、前々年度及び前年度(以下、「過去年度」といいます)分についても本改正省令案に則った<math>\beta</math>の算定方式(以下、「新方式」といいます)とするものとの理解ですが、以下の点で懸念があります。</p> <p>(1)3年平均の趣旨を損なうおそれがあること</p> <p>(中略)</p> <p>(2)3年平均の規定が導入された時点では、<math>\beta</math>の算定方式に関する詳細な見直し議論はなされていなかったこと</p> <p>(中略)</p> <p>したがって上記(1)(2)を踏まえ、自己資本利益率の算定については、①過去年度分の<math>\beta</math>については従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。</p>	<p>・ 今般の<math>\beta</math>の算定方法の見直しに係る省令等改正案(以下、「本改正」という)については、『モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書(以下、「報告書」という)』にも記載のある通り、「各社それぞれ算定方法が異なっている」ことが、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」との課題認識の下、公平性確保の観点から必要な制度整備を図るものです。</p> <p>・ 上記を踏まえれば、自己資本利益率の算定にあたり、過去年度分の<math>\beta</math>についても、本改正に則った<math>\beta</math>の算定方法を採用した上、3年平均を用いることが望ましいと考えます。</p> <p>・ なお、報告書にも記載のある通り、例えば、「現在の二種接続料規則においては、(中略)自己資本利益率について直近3年間の平均を適用している点を考慮し、株価の計測期間として3年間を採用する」など、本改正は、二種接続料規則に規定されている自己資本利益率の算定につき、直近3年間の平均を適用することを前提に議論・検討がなされた結果であると理解しております。</p>

以上

再意見書

平成 29 年 1 月 5 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「二種接続料規則」といいます）第9条第3項の規定に基づく期待自己資本利益率の過去3年間の平均については、前々年度及び前年度（以下、「過去年度」といいます）とするものとの理解ですが、以下の点で懸念があります。</p> <p>(1)3年平均の趣旨を損なうおそれがあること</p> <p>二種接続料規則における3年平均の規定の趣旨については、2016年3月11日に開催の第158回紛争処理委員会における御省資料「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」のP22において、「利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するために…（略）…自己資本利益率（→過去3年間平均に）の算定方法等を既定する」と記載されています。</p> <p>しかしながら、今回過去年度分も含め新方式に基づき3年平均で計算された自己資本利益率を用いた場合、新方式に基づき今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、結果として昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなることも十分考えられる状況です。</p> <p>(2)3年平均の規定が導入された時点では、<math>\beta</math>の算定方式に関する詳細な見直し議論はなされていなかったこと</p> <p>3年平均は、確かに各年度の振幅を平準化する効果があり、その趣旨においてこの規定自体の是非については、導入時の議論においても目立った意見はなかったとの認識です。</p> <p>しかしながら、これは過去年度分の<math>\beta</math>は従来の各社の算定方式（以下、「従来方式」といいます）で算定済みであり、今後の接続料算定において従来方式での<math>\beta</math>を用いた上で、3年平均を行</p>	<p>今般のモバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチームにおいては、前回のモバイル接続料算定に係る研究会にて統一できなかった<math>\beta</math>の考え方について、特に「公平性」の観点から、算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めていくべく議論が進められたという経緯を踏まえると、ソフトバンク株式会社殿がご提案されているような経過措置は不要と考えます。</p>

<p>った場合には、単年度での算定よりも振幅が抑えられることは当然であるとの前提に基づくものと考えます。すなわち、今回の様にβの算定方式が大幅に変更となり、かつ過年度分まで遡って適用する前提であれば、そもそもの3年平均導入の是非に立ち返って議論がなされるべきものと考えます。</p> <p>したがって上記(1)(2)を踏まえ、自己資本利益率の算定については、①過去年度分のβについては従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する（来年度は、今年度と来年度の2年平均とする）、といった方法が認められるような措置を講じて頂きたいと存じます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
<p>接続料の利潤算定にあたっての有利子負債の定義は、第二種指定電気通信接続料規則において「社債、借入金及びリース債務」である旨が明確かつ限定的に規定されているところ、βの算定における有利子負債については、「社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る」とされており、本来的には、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当であると考えます。</p> <p>この点、社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素があるとすれば、事業者の恣意性が入り込まないよう、総務省殿における適切な検証がなされるものと認識しております。</p> <p>また、当該要素が定常的に存在するというのであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、事業会計規則の見直し等を行うことも必要であると考えます。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>株式会社NTTドコモ殿の意見に賛同します。</p>

以上

## 再意見書

平成 29 年 1 月 5 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係る省令案等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信接続料規則の一部改正に係る省令案等」について再意見提出の機会を設けていただきましたこと、御礼申し上げます。

以下の弊社再意見について、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p><b>【提出者】</b> 株式会社 NTT ドコモ殿</p> <p><b>【該当箇所】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案第 9 条第 4 項及び平成二十八年総務省告示第百十号の一部改正案第 3 条第 1 項に関する以下意見</p> <p><math>\beta</math> の算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進、並びに接続料水準格差の是正に資するものであると考えることから、本改正に賛同致します。</p>	<p><b>【弊社再意見①】</b></p> <p>株式会社 NTT ドコモ殿は、接続料水準格差是正等の観点の本改正に賛同の理由として述べていますが、平成 28 年 12 月 19 日付の第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関する弊社意見書(以下、「弊社前回意見書」といいます)における弊社意見①及び②のとおり、自己資本費用を含む利潤の回収可能性は MNO の設備投資インセンティブに影響するもので、当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。</p> <p>告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。</p>
<p><b>【提出者】</b> KDDI 株式会社殿</p> <p><b>【該当箇所】</b> 第二種指定電気通信設備接続料規則附則 3 に関する以下意見</p> <p>総論においても述べたとおり、今後、移動通信事業においては NTT ドコモの事業多・化や 5G、IoT 等の技術・新への対応により事業形態や事業構造が、大きく変化する可能性があります。したがって、今回の省令案の規定に</p>	<p><b>【弊社再意見②】</b></p> <p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」の P.16,17 には、<math>\beta</math> の算定ルールに関する見直し期間としておよそ 3 年後を目途としつつ、「これ以前であっても、指標としている NTT ドコモの事業構造の変化など、著しい状況変化が生じた場合においては、算定ルールの見直しを行うべきかどうか検討することが適当である」との記載があることから、算定ルールの見直し可否を判断するためにも、3 年を待たずして著しい状況変化の有無を定期的(例えば、各</p>

提出された意見の提出者と意見の該当箇所	再意見
<p>あるとおり、省令施・後上記のような著しい市場環境の変化が認められた際には、接続料算定に用いる <math>\beta</math> についても今回定められた NTT ドコモの株価 <math>\beta</math> をアンレバー・リレバーしたもののみならず、各事業者の株価の推移から計測した <math>\beta</math> を採・する・法等も含め、市場環境に即した適切なルールへと改めて・直しを図る必要があると考えます。</p>	<p>社接続会計報告書の出揃う毎年第二四半期から第三四半期頃等)に確認する必要があると考えます。</p>
<p><b>【提出者】</b> 弊社</p> <p><b>【該当箇所】</b> 平成 28 年総務省告示第 110 号(接続料の算定に用いる値を定める件)の一部を改正する告示案に関する以下意見</p> <p>今回過去年度分も含め新方式に基づき3年平均で計算された自己資本利益率を用いた場合、新方式に基づき今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、結果として昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなることも十分考えられる状況です。</p> <p>自己資本利益率の算定については、①過去年度分の <math>\beta</math> については従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。</p>	<p><b>【弊社再意見③】</b></p> <p>弊社試算によれば、今回の改正案に基づく期待自己資本利益率の過去3年間の平均は、今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなる見込みです。</p> <p>については、弊社前回意見書における弊社意見③のとおり、自己資本利益率の算定については、①過去年度分の <math>\beta</math> については従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。</p>

以上